

(別表)

区分	経費	交付率		重要な変更	
		国庫交付金	県費	経費の配分の変更	事業の内容の変更
東日本大震災農業生産対策交付金	1 事業費 (1) 事業費			1 区分の欄に掲げる I の交付金における事業相互間の流用	1 事業の新設又は廃止
I 農業・食品産業強化対策整備交付金	市町村、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、土地改良区、消費者団体及び市場関係者（生産局長等が別に定めるものをいい、野菜に係る産地管理施設の整備に限る。以下同じ。）、事業協同組合連合会及び事業協同組合（「中小企業等協同組合法」(24年法律第181号)第3条第1号に規定する法人をいい、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに自給飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備に限る。）、食品事業者（被災地の農畜産物を主たる原料とし、利用する場合に限る。以下同じ。）、民間事業者（地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、生産局長等が別に定めるものをいう。）、県知事が東北農政局長と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）等が、実施要綱第3の1の事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するに要する経費			2 交付金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）の交付額の変更（ただし交付額の10%を超えない減額を除く）	2 事業実施主体の変更
	ア 耕種作物小規模土地基盤整備費 (ア) ほ場整備 (イ) 圃地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良	2分の1以内	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内（事業実施主体が市町村の場合は除く。以下同じ。）		
	イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備費 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備	2分の1以内	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内		
	ウ 耕種作物共同利用施設整備費 (ア) 共同育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 地域食料供給施設 (キ) 産地管理施設 (ク) 用土等供給施設 (ケ) 農作物被害防止施設 (コ) 農業廃棄物処理施設 (サ) 生産技術高度化施設 (シ) 種子種苗生産関連施設 (ス) 有機物処理・利用施設 (セ) バイオディーゼル燃料製造供給施設	2分の1以内	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内		
	エ 畜産物共同利用施設整備費 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 自給飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 離農跡地・後継者不在経営施設 (キ) 家畜排せつ物利活用施設	2分の1以内	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内		
	オ 放射性物質の影響緩和対策施設整備 (ア) 自給飼料生産・調製再編施設整備 (a) 粗飼料等生産供給施設 (b) 粗飼料等流通拠点施設	2分の1以内	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内		
	上記に掲げる者及び生産局長が別に定める協議会が、実施要綱第3の1の事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するに要する経費				
	(イ) 農業系副産物循環利活用体制再生・確立施設整備費 (a) 家畜排せつ物等処理施設 (b) 剪定枝等処理設備 (c) 放射性物質検査設備	2分の1以内	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内		
	生産局長等が別に定める協議会等が、実施要綱第3の1の事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するに要する経費				
	カ 鳥獣被害防止施設	2分の1以内又は定額	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内（定額事業は除く）		
	(2) 市町村附帯事務費 市町村が行う(1)の事業の実施に関し、指導等に要する経費	2分の1以内	—		
II 農業・食品産業強化対策推進交付金	1 事業費 (1) 事業費			1 区分の欄に掲げる II の交付金における事業相互間の流用	1 事業の新設又は廃止
	市町村、農業者の組織する団体、公社、土地改良区、食品事業者、事業協同組合連合会及び事業協同組合（「中小企業等協同組合法」(24年法律第181号)第3条第1号に規定する法人をいい、リース方式による農業機械等の導入のうち牛肉保管等施設の整備に限る。）、特認団体等が、実施要綱第3の1の事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するに要する経費			2 交付金の交付決定を受けたものの交付額の変更（ただし交付額の10%を超えない減額を除く）	2 事業実施主体の変更
	ア リース方式による農業機械等の導入	2分の1以内	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内		
	イ 生産資材の導入等	2分の1以内	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内		
	ウ 農地生産性回復に向けた取組	定額	—		
	エ 放射性物質の影響緩和対策 (ア) 放射性物質の吸収抑制対策 (イ) 放射性物質による健康不安の解消対策 (ウ) 自給飼料生産・調製再編支援	定額 定額 2分の1以内	— — 補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内		
	(エ) 家畜改良体制再構築支援	2分の1以内又は定額	補助対象事業費のうち国庫交付金を除く額の65%以内（定額事業は除く）		
	(オ) 公共牧場再生利用推進事業	定額	—		
	市町村、農業者の組織する団体、及び生産局長等が別に定める協議会が、実施要綱第3の1の事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するに要する経費				
	(カ) 落ち葉等有機質資材利用再開支援	定額	—		